



株式会社 トランスコンテナ

2013年 6月

お客様各位

株式会社 トランスコンテナ
東京 TEL:03-5541-7428
大阪 TEL:06-6252-1015
名古屋 TEL:052-950-3181

米国“10+2”ルール(Importer Security Filing/ISF)の厳格化について

前略、平素は弊社北米向けサービスのご用命を賜り、厚く御礼を申し上げます。
ご既承の事と存じますが、米国税関国境警備局(US Customs and Border Protection/CBP)によりセキュリティールールとして **Importer Security Filing/ISF** が施行され現在稼働されておりますが、2013年7月9日より罰則の適用を開始するとの発表がございました。

罰則規定に付きましては、不履行・不完全な申請などに対しては船積み差止め、荷揚げ拒否・貨物の差し押さえなどに加え、課徴金(US\$5,000/件)の措置が取られることとなります。

提出自体は輸入者様若しくはその委任を受けた代理人様が行いますが、これらの項目に仕出し地側の情報も含まれておりますので、米国側輸入者様とご確認の上、提出業務に支障が無い様ご協力の程、お願い申し上げます。

以上